

社会福祉法人博泉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博泉会の理事、監事、評議員（以下「役員」）の業務（役員会、研修等）に対する報酬、旅費等の支給を定めたものである。

(報酬)

第2条 理事、監事に対する当該年度の支給総額は150万円以内とする。

第3条 役員に対する報酬額は、以下の通りとする。

- ・理事 1回7,000円
- ・監事 1回7,000円
- ・評議員 1回7,000円

2 報酬の支払いは、指定の口座に月締めの翌月10日迄に振込みをすることとする。

(旅費)

第4条 役員が、宿泊を伴う業務のため出張する場合は、次の旅費を支給する。

- ・運賃 実費
- ・宿泊料 実費

(旅費の支給方法)

第5条 旅費の支払いは、別紙の精算書を以て精算することとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を経るものとする。

(附則) この規程は、平成29年4月1日から適用する。

平成30年6月9日一部改正